

防災物品対象物又はその材料が防災性能を有していること についての確認事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

登録確認機関とは、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認を行う法人として消防庁長官が登録する法人であり（消防法施行規則第4条の5第1項、第4条の6第1項及び第4項）、その性能が確認された場合には防災表示に当該確認機関が確認を行った旨の表示を付することが認められているもの。

2. 指定、登録等の基準

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔防災性能の確認〕

第4条の5 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に当該登録確認機関の名称を記載するものとし、登録確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付する防災表示に自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載するものとする。ただし、防災性能を有することについて登録確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該登録確認機関の名称に代えて、自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。

2 前条第1項第1号の登録を受けようとする者は、防災物品に防災表示を付そうとするときに登録確認機関の確認を受けることとしている場合には、同条第2項の添付書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、前項の確認を受ける旨の申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

〔登録確認機関〕

第4条の6 前条第1項の規定による消防庁長官の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認（以下この条において単に「確認」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 次に掲げる機械器具その他の設備を保有していること。

イ 燃焼試験箱 ロ 試験体支持枠 ハ 試験体押さえ枠

- ニ けい酸カルシウム板 ホ 電気火花発生装置 ヘ ミクロバーナー
- ト メッセルバーナー チ エアーミックスバーナー
- リ 試験体支持コイル ス デシケーター ル 恒温乾燥器
- ヲ 水洗い洗たく機 ワ ドライクリーニング機 カ 脱水機
- ヨ 脱液機 タ 乾燥機

三 登録申請者が、法第8条の3第2項の規定により同項の表示を付することができることとされる防災対象物品又はその材料を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第四項において単に「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。第31条の5第2項第3号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 確認の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 確認の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 確認の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い確認の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。

ニ 全国の確認を受けることを希望する者に対して、確認の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

※第3項（略）

4 第1条の4第2項及び第4項から第7項までの規定は第1項の申請について、第8項から第15項まで及び第17項から第22項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第1条の4第2項中「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第5項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」と、同条第7項中「第1項から第5項まで」とあるのは「第2項、第4項及び第5項並びに第4条の6第1項及び第2項」と、同条第9項中「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第10項中「第2条の3に定める講習に係る基準」とあるのは「令第4条の3第4項及び第5項、第4条の3第3項から第7項までに定める基準並びに別表第1の2の2の消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第15項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第17項及び第21項第1号中「第3項」とあるのは「第4条の6第2項」と、同条第21項第3号中「第16項又は第20項」とあるのは「第20項又は第4条の6第3項」と読み替えるものとする。

【参考：準用規定】

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔防火管理に関する講習に係る登録講習機関〕

第1条の4

※第1項（略）

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三 現に行っている業務の概要を記載した書類

四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

※第3項（略）

4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。

二 第21項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない法人であること。

三 第21項の規定による登録の取消の日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

※第5項～第22項（略）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益財団法人 日本防災協会	7010005 019078	平成 16 年 9 月	住所：東京都中央区 日本橋室町4丁目1 番5号 電話：03- 3246-1661	消防法施行規則第4条の6 第2項各号に定める要件を 満たしているため
一般財団法人 日本繊維製品 品質技術セン ター	2010005 016724	平成 16 年 9 月	住所：東京都港区芝 浦3丁目13番16 号 電話：03-6631- 9452	消防法施行規則第4条の6 第2項各号に定める要件を 満たしているため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
公益財団法人 日本防災協会 http://www.jfra.or.jp/member/pdf/tesuryo_b.pdf	公益財団法人 日本防災協会 http://www.jfra.or.jp/pdf/gyo-zaishikentesuryou.pdf
一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター https://www.qtec.or.jp/work/certification/disaster_prevention_label/lab/	一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター https://www.qtec.or.jp/work/certification/disaster_prevention_label/addition/

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在）
改正の必要なし